

# 健全化判断比率等の概要

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要 (平成19年6月成立)

### 1 法律の目的

本法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としている。

## 2 健全化判断比率等の公表(平成19年度決算から)

地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の長は、毎年度、次の健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

区 分	内 容
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

## 3 財政健全化計画の策定等(平成20年度決算から)

- 地方公共団体は、健全化判断比率等が一定基準以上の場合には、財政健全化計画(経営健全化計画)又は財政再生計画を定めなければならない。
- 財政健全化計画等は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

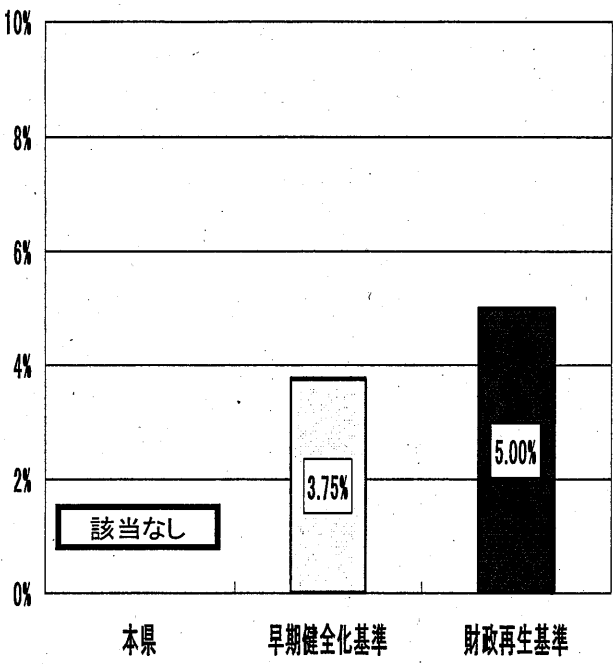
区 分	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	8.75%	15%※
③実質公債費比率	25%	35%
④将来負担比率	400%	—

※平成21・22年度は25%、23年度は20%とする経過措置が設けられている。

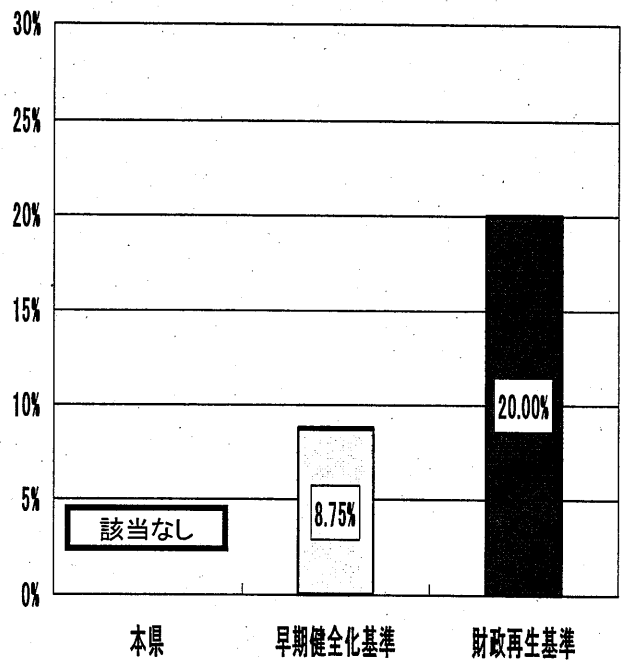
区 分	経営健全化基準
⑤資金不足比率	20%

## 4 健全化判断比率等の算定結果(平成22年度決算)

### ① 実質赤字比率



### ② 連結実質赤字比率



①実質赤字比率      ー(赤字なし)      [(21)ー(赤字なし)]

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当なし。

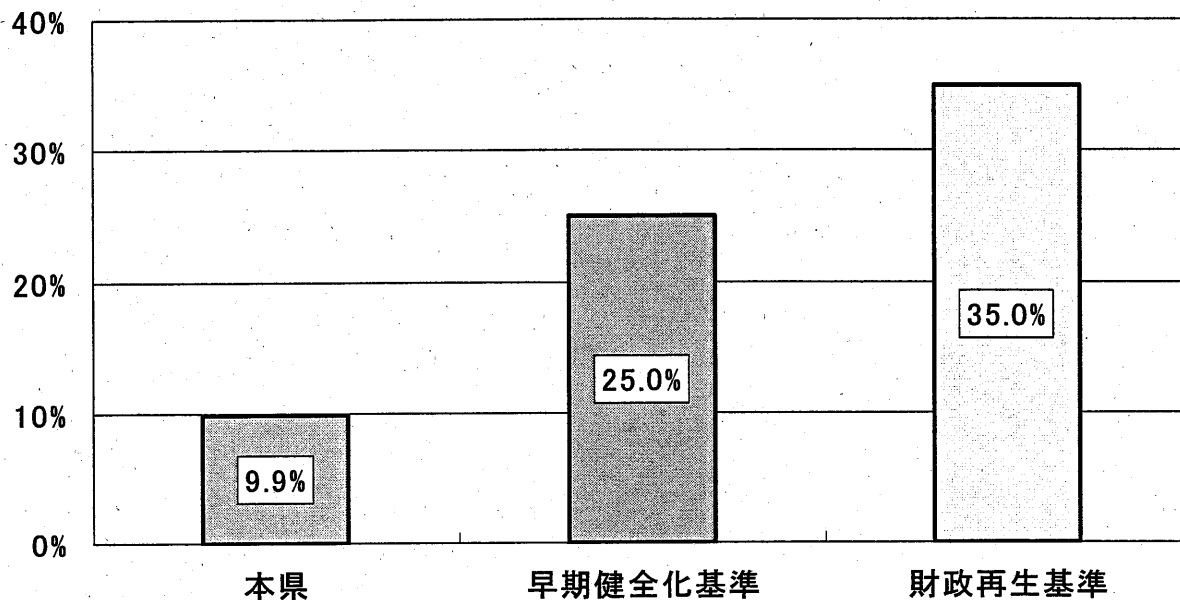
※本県の一般会計等：一般会計と16特別会計(公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、市町村自治振興事業、災害救助基金、水源環境保全・再生事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、母子寡婦福祉資金、介護保険財政安定化基金、中小企業資金、県営住宅管理事業、都市用地対策事業)

②連結実質赤字比率      ー(赤字なし)      [(21)ー(赤字なし)]

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足は生じておらず、連結実質赤字比率は該当なし。

※本県の公営企業会計：水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業

### ③ 実質公債費比率



※ 全国の平均値や数値については、10月14日に総務省より公表される予定

③実質公債費比率 9.9% [(21) 9.2%]

<算定基礎>

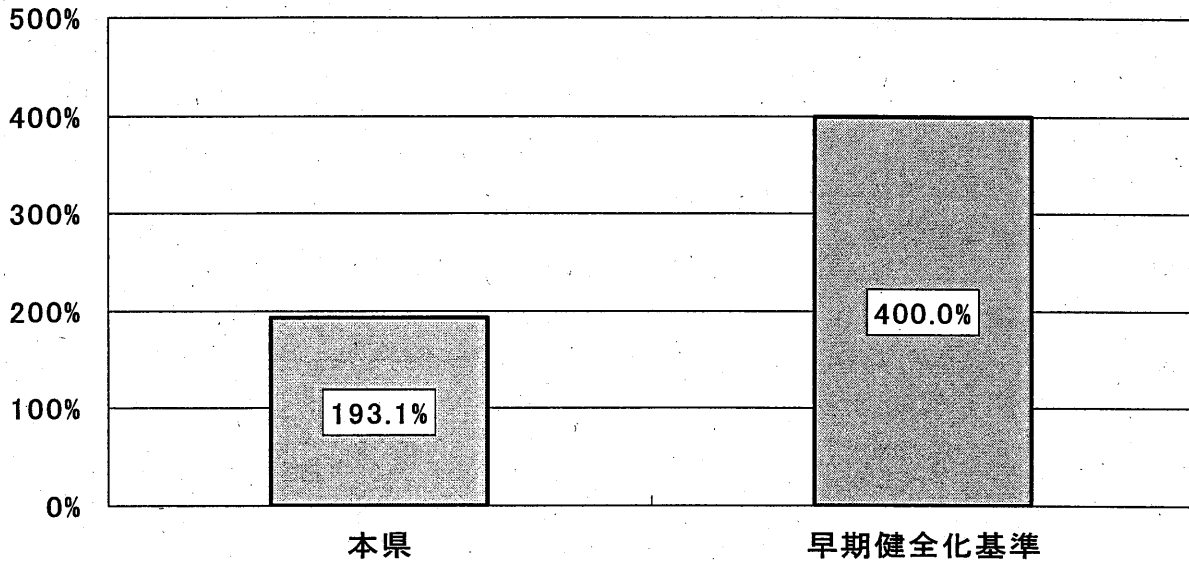
(単位:億円、%)

区 分		20年度	21年度	22年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,058	1,086	1,247
	① 公債費	2,236	2,289	2,405
	② 公債費充当公営企業繰出金	65	57	54
	③ 公債費充当一部事務組合繰出金	15	12	11
	④ 公債費に準ずる債務負担行為等	51	50	151
	⑤ 当該年度公債費等交付税措置額	1,309	1,322	1,374
分母	標準財政規模:⑥-⑦	11,365	11,239	11,504
	⑥ 標準財政規模	12,674	12,562	12,878
	⑦ 当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,309	1,322	1,374
分子/分母		9.3	9.7	10.8

注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。

3か年平均 9.9

#### ④ 将来負担比率



※ 全国の平均値や数値については、10月14日に総務省より公表される予定

④将来負担比率 193.1% [(21) 208.8%]

<算定基礎>

(単位:億円)

	将来負担すべき実質的負債:①-②	A	22,223
分子	①将来負担額		47,421
	・一般会計等地方債現在高		39,163
	・債務負担行為に基づく支出予定額		381
	・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額		459
	・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額		52
	・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額		7,201
	・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額		131
	・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額		34
	②充当可能財源等		25,198
	・将来負担額に充当可能な基金		5,563
・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等)		1,316	
・地方債現在高等に係る交付税措置見込額		18,319	
	標準財政規模:③-④	B	11,504
分母	③ 標準財政規模		12,878
	④ 当該年度公債費等交付税措置額		1,374
			A/B = 193.1%

⑤資金不足比率

—(資金不足なし)

[(21) —(資金不足なし)]

&lt;算定基礎&gt;

(単位:億円、%)

区 分		分子 (資金不足額)	分母 (事業規模)	資金不足比率
法適用企業	水道事業	—	551	—
	電気事業	—	81	—
	公営企業資金等運用事業	—	7	—
	相模川総合開発共同事業	—	15	—
	酒匂川総合開発事業	—	7	—
	病院事業	—	3	—
流域下水道事業 (法非適用企業)		—	82	—